

平成28年度 「長岡市地域コミュニティ事業補助金」募集要領

1 制度の趣旨

市内支所地域のコミュニティ関係団体が、地域の活性化のために自ら企画・実施する場合に、当該団体に補助金を交付します。

2 補助対象者

市内支所地域(旧長岡市を除く)で活動を行う自治会、町内会、非営利活動団体その他これらに類する団体であって、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 原則として規約又は会則を有している団体
- (2) 原則として5人以上の構成員で構成されている団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としない団体

3 補助対象事業

本市の各地域における産業、環境、福祉、文化、スポーツ等の分野において、上記の団体が自主的に行うまちづくり活動に関する事業が対象となります。

ただし、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助対象事業となりません。

- (1) 国、他の地方公共的団体、公益法人等の補助金又は本市の他の補助金の交付と重複して補助金を受ける事業
- (2) 事業の効果が特定の個人等のみにも帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 施設の建設又は施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 先進地等視察及び会議、大会等への出席並びに交流が目的の大部分である事業
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (7) 上記の事業のほか、補助することが適当でないと認められる事業

4 補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費で次のとおりです。

- (1) 原材料費関係（会場設営関係資材費、景観・環境美化関係資材費等）
- (2) 報償費関係（講師等謝金、調査・研究の謝金等）
- (3) 旅費関係（交通費、通行料等）
- (4) 印刷製本費関係（印刷製本費、コピー代等）
- (5) 消耗品費関係（一般消耗品、視察等礼品、燃料費等）
- (6) 役務費関係（郵便料、通信料、保険料、クリーニング代、検査手数料等）
- (7) 委託料関係（警備委託料等）
- (8) 使用料関係（会場使用料、レンタル機器、レンタカー等の使用料等）

※ただし、次のような経費は補助対象外経費になります

- (1) 事業所の賃借料や光熱水費など団体そのものの運営にかかる費用
- (2) 申請団体メンバーへの報償費、委託料等
- (3) 食糧費（活動時のお茶程度は可）

5 審査基準

●地域活性化の波及性

事業の実施により、地域の活性化にどのような波及効果が期待できるか。

●事業実現性

無理のない事業・活動構成であるか。実施体制が整っているか。

●団体及び事業の発展性

今後様々な活動に広がる可能性はあるか。幅広い活動にしようとする意欲や工夫があるか。

●独自性・先駆性

地域における知恵と工夫を生かした個性的な内容であり、かつ新しい発想や視点、内容、方向性があるか。

●継続の計画性

今までの事業との連続性、次年度以降の事業の発展及び自立への展望はあるか。

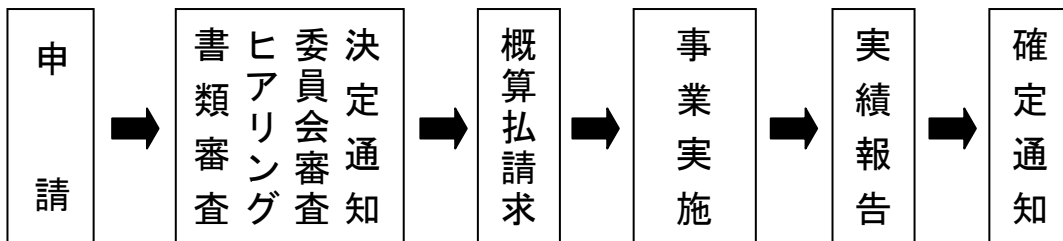
6 補助金額

補助対象経費または、全体事業費から収入の額を控除した額と、どちらか低い額の100分の90に相当する額以内。ただし、上限額は100万円とします。(千円未満切捨て)

※収入は寄付金、参加費、その他必要経費に係る収入金をいいます。

※補助対象となる事業を行えなくなったとき、正当な理由なく補助対象となる事業を大幅に変更したとき、補助金の全部または一部を返還していただきます。

7 申請から完了までの流れ



※精算払も可

8 申し込み・問い合わせ先

「申請書」「申請団体の概要」「事業計画書」「収支予算書」に必要事項を記入し、長岡市役所地域振興戦略部に持参してください。

※「募集要領」「申請書」等は、長岡市ホームページ (<http://www.city.nagaoka.niigata.jp>) «トップページ 市政→まちづくり→地域コミュニティ事業補助金について» からダウンロードできます。

【問い合わせ】

長岡市役所 地域振興戦略部

住所：長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト内 7階

電話：0258(39)2260

FAX：0258(39)2254